

研究ノート

少年法改正をめぐる犯罪被害者遺族の言明

——2000年の少年法改正をめぐる言説——

大谷 通高*

1. はじめに

1990年代は犯罪被害者遺族が社会に向けて自らの主義・主張を唱え始めた時期である。その大きな契機の一つに2000年の少年法改正がある。本稿は、2000年の少年法改正の経緯を犯罪被害者遺族の活動に照準し、少年法改正に関する遺族たちの主張の変遷を記述することを目的としている。

本稿では、2000年の少年法改正の起点を、1993年の「山形マット死事件」に定め、そこから2000年の少年法改正までの犯罪被害者の言明を対象とする。具体的には、改正の議論が始まった1993年から2000年11月までの言明を対象とし、それ以後の犯罪被害者の言明については扱わない。対象とする犯罪被害者遺族は、「山形マット死事件」の遺族である児玉昭平氏、「神戸事件」の土師守氏、「少年犯罪被害当事者の会」の3者とする。その理由として、これらの犯罪被害者遺族は、継続して少年法の改正を主張してきたという意味において、社会的影響力を持ちえた存在としてみることができるためである。

これらの遺族たちの言明を記述するに当たり、遺族自身が書いた著書、朝日新聞・雑誌に掲載された少年法に関する言明、公表した手記、国会の議事録、自身のHP上に載せられていた記事などを対象とした。

2. 少年法改正の経緯

被害者の言明を記述するにあたり、2000年の少年法改正の経緯を概説する。

2000年の少年法改正の大きな契機として、1993年に起きた「山形マット事件」がある。この事件で少年審判の事実認定が大きな問題として浮上し、裁判所や法務省、学界、国会などで少年審判の適正化が議論された。こうした流れの中で、1996年11月から1998年7月までの間、最高裁判所、法務省、日弁連の間で、少年審判に関する意見交換会が19回にわたって開催され、少年審判における事実認定の手のあり方について協議された。この協議がなされていた際に、1997年5月に神戸連続児童殺傷事件が発生し、少年事件への社会的な関心が高まった。この事件を受けて、1997年の9月に自民党の政務調査会法務部会にて「少年法に関する小委員会」が設けられ、少年法に関する検討が開始された。

1998年4月には、この小委員会において「少年法改正に関する中間取りまとめ」¹が発表されるとともに、法務大臣に対し、少年審判における事実認定手続の適正化を早急に行うように求める「少年法改正に関する申し入れ」がなされた。そして同年7月9日に法務大臣から法制審議会に対し、「少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るための少年法の整備」に関する諮問が出され、これを受けて同月の28日から法制審議会が開かれ、少年法部会で審議されたのち、同年12月11日に「少年法整備要綱骨子（案）」が採択された。

そして翌年の1999年1月21日に開催された法制審議会に、この骨子が報告され、そのままの形で承認され「少年法整備要綱骨子」となり、法務大臣に答申された。そして3月9日に「少年法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、翌日10日に国会に提出された。しかし1999年8月13日に145回通常国会が終了し、それに伴い少年法改正案は継続審議扱いになった。2000年の147回国会にて審議が始められたものの実質的な審議はなされず、6月に衆議

キーワード：遺族、少年法改正、犯罪被害者、少年犯罪

*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2005年度入学 公共領域

院が解散したことで廃案となった（村越 [1999：37-38]）。

しかし2000年に入ると社会的な関心をあつめた少年事件（4月に「愛知県恐喝事件」、5月には「愛知主婦殺害事件」（2日）と「佐賀バスジャック事件」（4日））が連続して発生した。こうした事件の影響から5月の衆議院法務委員会において、年齢問題、少年に関する処遇のあり方等を含め、立法措置を含む検討を加える必要があるとする「少年非行対策に関する件」が決議された。7月には与党三党（自民党・公明党・保守党）が、少年問題への対応を検討するプロジェクトチームを発足させ、2000年9月29日に処分年齢の引き下げを含んだ少年法改正案「少年法等の一部を改正する法律案」を衆議院に提出している。この法律案は、衆議院法務委員会における審議・採決を経て、同年10月31日の衆議院法務会議において与党三党、民主、自由の賛成多数で可決された後、参議院法務委員会の審議の過程で施行5年後における「見直し」条項を附則に追加された修正案が提出され、11月27日参議院本会議においてこれが可決された。同月28日主議員本会議において、衆議院の修正に同意する旨の可決がなされ同日成立し、翌年の2001年4月1日から施行された（飯島 [2001：2]）。

以上が2000年の少年法改正の経緯である。次章では犯罪被害者遺族の言明を記述する。

3. 犯罪被害者遺族の少年法に関する言明

ここでは、3者の言明を記述するが、はじめに少年法改正の契機となった「山形マット死事件」の被害者遺族、児玉昭平氏の言明から紹介する。その次に改正の議論を加速させた「神戸事件」の遺族の土師守氏の言明、最後に1997年12月に結成された「少年犯罪被害当事者の会」の言明を紹介する。

3-1. 児玉昭平氏の少年法に関する言明

ここでは児玉氏の少年法に関する言明を紹介するが、児玉氏の言明の意図をより理解するためにも、まず「山形マット死事件」の概説を行う。

3-1-1. 「山形マット死事件」の概説

1993年1月13日、山形県新庄市の中学校の体育館において一人の男子生徒がマットの中で死亡して発見された。事件発生直後、警察は犯罪事件として捜査し、事件から5日後の18日、警察は当時中学校在学の12歳から14歳までの7名の生徒を逮捕・補導した。この事件は、捜査段階から物証に乏しく、捕まった少年の自白や、当時の体育館にいた生徒などの証言に頼らざるを得なかった。逮捕・補導された当初、少年達は自白をしたが、後に7名の少年のうち6名が自白を覆して事件を否認し、そのまま6名²は山形家庭裁判所で少年審判を受けることとなった。また事件の関与を認めた一人も最終的に否認に転じ、7名全員が事件を否認した。1993年8月23日、山形地裁は3名の少年について、捜査段階の自白の信用性を否定し、彼らの主張するアリバイを認め「非行事実なし不処分」の決定を下し、残りの3名については他の生徒の目撃証言の一部から彼らの非行事実を認定し保護処分の決定を下している。この家裁の決定は、事件の可否を二つに分けたため、関係者の間に事実関係をめぐる混乱をもたらした。

さらにその後、山形家裁で保護処分となった少年たちが処分不服のため仙台高等裁判所に抗告をしたが、仙台高裁は1993年11月に家裁の決定を支持し彼らの訴えを棄却した。仙台高裁はその際に、不処分となった3名の非行事実についても、7名全員が事件に関与した可能性が高いという家裁の決定を覆す付帯見解を示し、事実認定をめぐる法的判断も、家裁と高裁とでわかれた。

その後遺族は1995年12月に、真相究明を求めて7名の少年と新庄市を相手に民事訴訟を提訴したが、2002年3月に請求棄却の判決が下された。しかし、原告側はすぐに仙台高裁に控訴している。そして2004年5月に7名全員に賠償請求命令の逆転判決が下され、事件は一応の終結を得た（市への賠償請求は棄却）。

このように司法判断が錯綜した要因に、旧少年法に関連する問題がある。その要因として、①旧少年法では、少年の観護措置期間（この期間の間に事実認定を行い、少年の処遇を決定する）は最大4週間と定められており、長期間の事実認定を想定した制度ではなかったこと、②被疑者とされた少年たちが、全員14歳以下であったために、制度的に検察官送致ができなかったこと、③被疑者となった少年達の付添え人に弁護士が付き、実質的に少年たちの弁護活動が少年審判で開始されたこと、④多数の共犯者が存在する場合でも、単独の少年審判官（裁判官）が事

実認定せねばならず、客観性の点で問題があったことが挙げられている。

上記が「山形マット死事件」の概要とこの事件で問題となった旧少年法の問題について説明した。次節では、遺族の児玉氏の少年法に関する言明を時系列順に記述する。

3-1-2. 児玉昭平氏の言明

少年達の審判が全て決定された1993年9月14日までの間に、児玉氏が公にむけた少年法への言及した文書は見つからなかった。ただ、児玉氏の著書で1999年に公刊された『被害者の人権』のなかに、1993年9月2日に家裁調査官から届いた「被害者照会書」の少年審判に対する質問項目³に児玉氏が回答した文面が載せられており、そこに当時の児玉氏の事件に対する姿勢を垣間見ることができる。事件の情報提供についての質問に対し、児玉氏は新聞報道によって知ったと述べており、そこでは明倫中学校、新庄市教育委員会、山形県教育委員会から事件の説明がなかったことを批判しているが、家庭裁判所や家裁調査官への言及はされてはいなかった。しかし、厳罰に処さないことや事件の真相が解明されないことについての不満は書かれていることから、家裁に対して否定的な見方であったことが伺える。

1997年10月15日の朝日新聞の朝刊の少年法に関する記事の中で、児玉氏の言明が載せられている(29面)。その記事では、児玉氏は「少年審判の機能不全を告発し続けている」遺族として紹介されている。そして、少年審判の事実認定に対し「とにかく真実を見極めることが第一のはず。なのに、加害者が誰もわからず、事実をあいまいにしたまま、少年の更生を議論しても何の意味もない」と述べている。

1998年1月14日の朝刊では、事件から5年経過したことについての児玉氏のインタビューが載せられている。ここではこれまでの裁判の経緯と民事訴訟についての質問に答えるかたちで少年審判の問題について語っている。ここでは、自らの事件の審判に対する後始末として民事訴訟を起していること、逆送の対象年齢について、合議制の導入の必要性などについて語られている。そのほかには、「審判で被害者の親の存在が蚊帳の外にあるのも問題だ。加害者の少年には弁護士が付添うのに、児玉有平という未成年の親権を持つわたしは立ち会えない。審判では、裁判官がだれか、いつはじまったのか全然知らなかった」など、審判手続き上での加害者と被害者の権利の不均衡や情報提供の不備についても意見が述べられている。

1998年7月10日の記事では、法制審議会にて少年法の改正が議論されることについての児玉氏のコメントが載せられている。そこでは、少年審判の開始や終了の知らせはマスコミを通じて知ったこと、民事訴訟を起さなくても事件の概要が知れるような「被害者としての『知る権利』を制度」化する必要があることを述べている。また、遺族の審判傍聴と審判内での意見を述べる機会を制度化することを要求している。

1999年の11月に、児玉氏は『被害者の人権』を公刊し、自らの事件の経験から被害者の人権や少年法の問題について語っている。児玉氏はその著書の第3章を少年法について割いており、犯罪抑止力の観点から少年法について自らの意見を述べている。この章のなかで、少年法の改正について具体的に4つのポイントを挙げており、その必要性を説明している。4つのポイントとして①合議制の導入、②少年審判への検察官の出席、③検察官への抗告権の付与、④観護措置の延長を挙げている。①の必要性については、審判の客観性の保持があげられている。②についても①と同様に客観性の保持があげられている。③に関しては具体的な説明がなされていない。④においては事実認定に十分な時間を割くことができることがあげられている。また、これらの4点のほかには審判とその資料の公開、被害者の傍聴権などについても言明されており、傍聴権に関しては「被害者の人権」の一つとして保障されるべき(児玉 [1999: 90]) もの、「実際に傍聴するかどうかは別にして、あくまでも被害者の権利として保障すべき(児玉 [1999: 90]) ものとして語られている。また審判公開の必要性には、「マスコミをはじめとする第三者への公開に堪えてこそ、更生な審判(児玉 [1999: 93]) と主張し、審判の公正さをその理由に挙げている。資料の公開については、事件の資料が公開されることで、犯罪発生の経緯が判明し、類似犯罪の抑止力に寄与すると自らの意見を述べている。このほかには、プライバシーの保護の点において加害少年と被害者の人権に不均衡が生じていること、少年法第61条⁴の撤廃が犯罪抑止に有効であること、少年法に偽証罪がないこと、などが語られさまざまな問題について自らの意見を表明している。また4章では被害者の人権について書かれており、欧米の被害者の支援状況や少年犯罪に対する対応を紹介しつつ、日本の被害者の悲惨な実情を訴え、支援・対策を要求している。

児玉氏は2000年の10月17日に行われた法務委員会で参考人として呼ばれている。その際に主張したことは二つあり、それは少年審判の手續に関するものと、犯罪被害者への配慮に関するものがある。前者は少年審判の事実認定の適正化を目的として、軽微な犯罪と凶悪な犯罪の審判の峻別化、凶悪事件における少年法第61条の適用除外、裁判の合議制、検察官の審判参加と対審構造化、検察官の抗告権の付与、偽証予防の条項付与などの要求がなされており、後者では、犯罪被害者の配慮を加害者と同様にすることが明記された条項の追記、犯罪被害者の関係者（遺族、代理人）の審判の傍聴参加を認める条項の記載、審判の結果通知、審判記録の閲覧・コピーの許可が要求されている。このほかには少年の処遇期間の延長も求めている。

その内容についてももう少し記述すると、児玉氏はみずからの事件の事実解明が、少年審判の構造的問題により困難になったこと、そのために旧少年法の見直しと整備が必要であることを訴えている⁵。このことについて「何にも増しまして、どんな事件が起こったのか、何が起きたのかということが肝要である」とし、「そのためにも、事実認定をきちんとやってから壮年審判が進行するような形を整えていただきたい」と訴えている。また被害者の配慮については、「被害者を格段の扱いにせよとは申しませんが、せめて加害者と同等並みに配慮をいただきたい」と請願している。軽微な犯罪と凶悪な犯罪の審判の峻別化については、「軽微な犯罪を起こした少年と凶悪な事件を起こした少年の審判には一線を画して当然」とし、「一律で扱うこと自体が大変な間違いを生じるものだ」と述べている。また凶悪な犯罪については刑事事件における死刑もしくは無期懲役、三年以上の懲役に値する者と定義している。凶悪事件における少年法第61条の適用除外については、「加害少年を特定できない足かせ」になり、事件の解決に支障をきたすことを理由に、「除外すべき」と述べている。

以上が「山形マツト死事件」の遺族である児玉昭平氏の少年法改正に関する言明であるが、次節では神戸事件の遺族である土師守氏の言明を記述する。

3-2. 土師守氏の少年法に関する言明

「神戸事件」⁶は1997年5月26日に、兵庫県神戸市の須磨区にて小学生の遺体が発見されたことで発覚した。この事件発覚から約1月後の6月28日に当時14歳の少年が逮捕され、1997年10月17日に神戸家裁はこの加害少年の処遇を「医療少年院送致」に決定している。

この少年の保護処分に関して、土師氏が初めて公に少年法についての言明をおこなっている。そこでは、「医療少年院送致」という少年の処分に関して一定の理解を示しつつも、被害者の遺族の心情としてはやりきれない思いを表明している。処遇に関しては、成人の刑事事件の場合では精神的に幼稚でも実名が出されること、人格的な障害があっても責任能力の有無によってはそれなりの罰が与えられるとし、少年ということで罪に見合う罰が与えられないことへの疑義を表明し、事件の内容によっては「加害少年の保護・更生を優先した審判ではなく、被害者の心情をより考慮した審判がなされてもよいのではないか」と主張している。また加害少年にはプライバシーおよび人権が手厚く保護されているのに対し、被害者やその家族においては保護されていないことを主張している。以上が1997年における土師氏の少年法に関する言明である。

つぎに土師氏が少年法について言明したのは、翌年の1998年の5月24日、事件から一年が経過した際に公表した手記である。そこでは、少年法の基本理念（少年の保護・更生を第一義に考える理念）について賛同しつつも、重大事件と軽微な事件を「同列に扱うことは許されることではない」とし、加害少年に人権がある以上、被害者にも「守られる人権」があることを主張している。また少年審判の非公開の原則についても言明しており、そこでは、被害者のいないような非行の場合は非公開でもよいが、被害者が存在する場合には、せめて被害者側には公開すべきだし、被害者にも知る権利があることを主張している。つぎに加害少年の責任についても言明しており、少年には人格があり、そのことから少年は自らの行為に対し社会的責任を持たなければならないものとし、「非行の重大さに応じた罰や保護処分があって当然」と言明している。

この年の8月に、土師氏は事件の真相とその責任と償いの所在を明らかにする目的で民事訴訟を提起している。その際に手記を公表し、そこでもいくつか少年法に関する言明をみることができる。そこでは、審判が終了しても、いまだ事件の責任の所在と償いの対象が明らかにされていないこと、少年の保護・更生に重点が置かれ、罪の認識と償いを行わないこと、こうした法律の状況は被害者に虐待を加えるもので二重の被害を被害者が受けていること

が書かれている。またこの時期の法曹三者協議の流れと議員立法についても言及しており、被害者の権利の確立と人権擁護について請願している。

1998年の9月に土師氏は『淳』を公刊し、この中でも少年法に関する言明が行われている。ここでは1998年5月の手記で書かれた言明を踏襲しつつも、より具体的に少年法を批判している。この著書においても少年法の理念に対し一定の理解を示してはいるが、少年法を批判する立場を基本として自らの意見を述べている。言明されている事項として、重大な犯罪に値する非行と軽微な非行は同じレベルで扱われるべきではないこと、重大な場合は少年法の基本理念にある保護に値しないことが述べられている。また「要保護性」を重視する少年法の処遇観について批判しており、非行の質を問わずに非行の事実を重視すること、具体的には罪を糾明・解明すること、罪悪感を持つ・持たないの確認もせずに少年に保護を施すことに疑義を唱えている。次に審判の非公開の原則（少年の更生と社会復帰のために少年の名前や家族について情報は開示しないこと）について、事件の当事者である被害者に事件や審判の情報が提供されないことは、被害者の知る権利を奪っているとし、「加害者を守るために、被害者がその権利を奪われるということは本末転倒」ではないかと述べている。また少年の更生についても書かれており、そこでは更生のためには犯した罪を十分に認識させることが必要だとし、被害者への謝罪によって加害者は自らの罪への後悔の念を導くことになり、被害者の悲しみや怒りの姿を知るところから更生がはじまるのではないかと述べている。少年法の対象年齢についても意見を述べており、対象が20歳に引き上げられている旧少年法に対し18歳でよいのではないかと、また逆送（刑事処分が相当かどうかを審議するために検察官に送致すること）の年齢が16歳以上となっていることについて、刑法犯少年の増加という社会状況を鑑みて年齢を引き下げてもよいのではないかと意見を表明している。そして最後に、アメリカとカナダの少年犯罪の法対応について簡単に説明し、それらの国が「小さな大人」として子供を位置づけ、少年も自らの行為について社会的責任を負う主体であることを主張している。以上が、この著書における少年法に関する言明である。

その後、1999年・2000年の5月24日の淳君の三回忌・四回忌の際に手記を公表している。しかしこれらの手記のなかでは、少年法に関する言明は殆ど書かれていない。1999年の手記では、被害者側に対する情報の開示と被害者の擁護、犯した非行を自覚させた上での更生を考慮した少年法の改正の要望を記述しているにとどまり、みずからの少年法の考えについては書かれていない。2000年の手記では、国会での少年法改正の議論について触れ、合議制や観護措置の延長に関して、重大事件においては冤罪防止のために必要であるし、自らの罪を自覚させ少年を更生するためには必要であると、ここでは主張している。

2000年の10月17日に、土師氏は少年法改正の議論のために法務委員会で参考人として呼ばれている。土師氏が委員会で述べたことは基本的に著書の中で書かれたものとほぼ同じ内容であるが、より具体現実的な形で要求が展開されている。ここでは、審判における犯罪被害者遺族への審判にかかわる情報提供（審判経過の通知、記録閲覧・謄写など）や犯罪被害者の審判への傍聴や参加（意見陳述）、軽微犯罪と深刻な犯罪（殺人だけでなく重傷害事件を含めた犯罪）への区分け、加害少年への処分の適正化、事実認定の適正化のための審判への検察官の関与、合議制の導入、観護措置期間の延長、年齢区分の見直しなどが主張されている。

ここでの土師氏の意見の内容を少し丁寧に追うと、冒頭では自らの事件の説明と事件後のマスメディアの報道について言及している。そこから少年法において犯罪被害者が疎外される原因について、犯罪被害者への審判過程また審判後における情報提供（審判過程では、審判の状況や親の供述書、少年の精神鑑定書、審判後の情報提供については審判決定書の全文を要求しても閲覧できなかったこと）がなされないこと、審判の傍聴ができないこと、審判の中で自らの意見を述べるができないことからであることを訴えている。また、責任の所在と事件状況を知るために民事訴訟を起こした際に、資料等を見ることができなかったことについても述べられている。そして、少年の処遇についてその犯した罪に対して罰が適正に下されていないこと、責任をとらせていないこと、これらのことが被害者を苦しめていることも主張している。

その後、少年法の具体的な問題について意見をのべている。第一に、土師氏は少年法の理念については基本的に賛同しているとし、犯罪を犯した少年の保護、更生は非常に重要であると述べている。しかし、その理念や保護・更生といったことが、重大な犯罪を犯した場合と軽微の犯罪の場合とを同列に処理されるべきではないとしている。同列に処理することは「一般的な人間感情からは完全に逸脱している」と述べ、少年を保護することと、少年の権

利を過剰に擁護することは意味が異なるとし、保護とは、少年が犯した罪に対し黙視することではないと保護に関して自らの意見を述べている。そして旧少年法が犯罪の質を問わず要保護性のみを問うことについて、「国民感情からは完全に逸脱したもの」として位置づけている。このような旧少年法について加害者の利益のみを保護する法律であり、被害者の人権と権利を無視したものであることも述べている。

第二に、「厳罰化」について言及しており、今回の改正について「厳罰化」となりえていないことを言明したのち、少年犯罪を抑止するには、社会的環境の整備と少年に罪に相応する罰をあたえることが重要な因子であることを述べている。そして、今回の改正案について十分ではないことを指摘し、厳罰化と言えるほど厳罰化しておらず、逆送の年齢の引き下げが厳罰化に直接繋がりはしないこと、また年齢引き下げによって、適正な処罰をあたえることにはならないとのべている。また死亡事件のみを検察官送致するのではなく、重傷害をうけた被害者の場合も含めることものべている。

第三に、当事者である犯罪被害者が少年審判を傍聴することができないということが被害者の知る権利を奪っているとし、加害者の権利を守ることによって被害者の権利が奪われていることが本末転倒ではないかと述べている。また意見陳述についても改正案に含まれているが、これが「審判を公開しない」条項を拡大解釈されることで犯罪被害者の権利が阻害されることにつながることを指摘し、さらに犯罪被害者に対しては十分な配慮が今後必要になることを言明している。

第四に、事実認定に移り、少年審判における検察官の関与や複数の裁判官の合議制、観護措置の延長などが、重大な犯罪の事実認定には必要不可欠であり、それが非行少年の保護、育成を阻害する要因になることはなく、むしろ事実認定を詳細におこなうことで、自ら犯した罪を認識させる契機となり更生の契機となることをのべている。また偽証や証拠偽装も防げることを述べている。

第五に、逆送致の年齢区分について、近年の少年犯罪、殺人や傷害の事件の増加、低年齢化、少子化の社会状況を踏まえて考慮する必要があることを述べている。少年が一つの人格を持ち、成人ほどではないにしても、少年の行為についても自身で責任を持たなければならないことを主張し、成人と同じ罰ではないにしろ、犯罪の重大さに応じた罰や処分があることは当然と述べている。

そして、最後に、現行の少年法が犯罪被害者に更なる犠牲を強いて成立している法律であることを主張し終了している。

3-3. 「少年犯罪被害当事者の会」の少年法に関する言明

3-3-1. 「少年犯罪被害当事者の会」の概説

「少年犯罪被害当事者の会」は1997年の12月21日に結成された。代表の武り子氏は自身の息子武孝和君を少年犯罪によってなくされている。この会は、少年犯罪によって子供をなくされた4家族が集まり、自らの経験を語りあったのを契機に結成された。会の活動は少年法の改正を求めるものだけでなく、全般的な犯罪被害者の支援・救済・地位向上を求める活動も行っている。また、犯罪被害者同士で自らの想いを公に表明するイベントを年1回開催しており、犯罪被害者同士の自助的な活動も行っている。

この会では「厳罰主義を求めるのではなく、同法（少年法）の目的である「少年の健全な育成」という精神を正しく運用するよう少年法改正を求め」る立場から、少年法改正を主張している（カッコ内は筆者付け足し）。

3-3-2. 1997年における言明

会を発起した日の12月21日の様子が、1998年2月5日号の『週刊文春』に載せられている。そこでは会の発起に関わった4家族が、少年法について自らの事件の経験や想いに絡めて言及している。すこし長くなるが語られたことを記述する。事件の証拠によって事実の食い違いが生じている事態について、取り調べや審判の少年の保護を優先する状況に問題があること、そうした食い違いがある中で少年審判が進められ処遇が決められていくこと、警察や家裁から加害者の保護と更生を理由に全く情報提供がなされなかったこと、被害者にも知る権利があること、民事訴訟を起こさないと事件の概要がわからないこと、審判や裁判で加害者の親の責任が問われないこと、検察が審

判で立ち会えないこと、事実関係が不明確なままで保護・更生がなされること、軽微な非行と重大な犯罪（殺人など）が同じ扱いで処理されること、時代にあわせて少年法を改正する必要があること、被害者としては加害者の更生ではなく責任の所在が重要であること、など多くのことが自らの経験や想いを交えて語られている。

会を結成した翌日22日には、「少年の保護、教育をするためにこそ、事実は明確にすべき」とした少年法改正を訴える上申書を直接、大阪府警や大阪地裁、大阪府教育委員会などの各地方行政機関に出向き、各窓口で職員と話しをしながら提出している。この詳細は1998年の2月12日号の『週刊文春』に載せられている。その記事には上申書の提出を終えた後、一家族を除く3家族で議論された様子も載せられており、そこでは、被害当事者に事実が知らされず、裁判機能を持たない審判でよいか（審判に検察が立ち会うこと）、凶悪な犯罪が軽微な犯罪と一律に扱われてよいか、対象年齢の見直しをする必要はないか、保護者の責任はとわれなくてよいか、などが議論されていた。

3-3-3. 1998年における言明

翌年1998年の2月上旬には少年犯罪の被害者遺族の支援制度の充実や少年法改正などを求めた上申書を文部大臣に出している。これらのことは1998年2月25日の朝日新聞の夕刊に書かれているが、この記事の中に武氏の少年審判制度の非公開についての意見が載せられている。そこでは武氏が、「加害者が遺族の苦しみを知り罪の重さを知る場が、更生のためには必要だと思う。厳罰を求めているのではなく、事件の真相を明らかにして欲しい」と述べている。

1998年4月28日には下稲葉法相（当時）に直接面会して要望書を提出している。その要望書には、少年審判の内容を被害者側に知らせること、少年審判で被害者側が意見陳述をする機会を保障すること、審判に検察側の立会いを認めることなどの5項目を少年法に盛り込むことが記載されており、この要望書を手渡す際に厳罰化を望んでいないことを表明している。

「神戸事件」により少年法改正や犯罪被害者への関心が高まったことから、1998年以降この会の少年法改正について言明した新聞記事を多数見ることができる。1998年7月2日の朝日新聞の朝刊の少年法改正についての記事に、武氏のインタビューが載せられている。そこでは、少年法の少年の保護と更生を重視する目的に賛同しつつも、過剰な加害少年の保護が少年の反省の機会を奪っており、殺された自分の息子の権利よりも加害少年の権利が優先されている権利観について異議を唱えている。また7月10日の朝日新聞の朝刊の記事に、少年法改正のための法制審議会が開始されたことについて武氏の意見が載せられている。そこでは審判の内容や加害少年の情報について司法関係者からプライバシーの保護を理由に教えてもらえなかったことについて述べられおり、少年法改正の議論が専門家だけによって行われることに対し「法律専門家だけの議論に終始せず、ぜひ直接、辛酸をなめた被害者遺族の話聞いてほしい」と訴えている。7月16日の記事では、大阪弁護士会が独自の少年法改正案をまとめた際に武氏に意見交換を求めた記事が載せられている。そこでは、武氏の「被害者は加害者よりも弱い立場に追いやられている。ずっとスタートラインに立たせてほしいと思っていました」というコメントが載せられているが、その記事には、意見交換の具体的な内容については載せられていなかった。

1998年の8月の朝日新聞には、大阪地検が家裁送致時の加害少年の名前を被害者側に通知する制度を行うことを決めたこと、「神戸事件」の土師氏が民事訴訟を提訴することが書かれた記事があるが、そこにはそれらのことについての武氏の言明が載せられている。前者の通知制度の記事では、通知制度は「十分ではありませんが、被害者にとってはまず知らせてもらえるということが大切なんです」と言明し、「今後は捜査機関からの情報提供だけでなく、被害者が捜査や審判の過程で発言できる場も欲しい」と述べている。後者では、「少年法では加害者が手厚く守られるが、被害者側が考慮されていない。今回の提訴が少年法のあり方を社会全体で考えるきっかけになってほしい」と述べている。

1998年12月9日の朝刊には、法制審議会の審議が近々終了することについての記者の見解が記載されている⁷。そこには今回の件に関する武氏の意見も載せられており、そこで武氏は「審判が終わった後で通知されても遅すぎる。必要なのは『過程』です。審判の日程を把握し、やり取りを直接見届けたい。意見陳述する権利も認められないのか」と述べている。12月22日の朝刊には自民党の「少年法に関する小委員会」が、「少年法改革に関する小委員会報告書」を発表したことについての記事が載せられているが、そこには小委員会のヒアリング対象者の意見が紹介さ

れている。そのなかには武氏の意見もあり、「殺人やこれに準じる凶悪犯罪は少年法の適用対象者からははずすべきだ。少年が未熟だというなら、親に責任があるのではないか」という意見が載せられている⁸。

3-3-4. 1999年における言明

翌年1999年1月22日の朝刊では、前日の21日の法制審議会がまとめた要綱骨子が賛成多数で決定しこれを法相に答申したことについての記事が書かれており、それについての武氏の意見が載せられている。そこには武氏が「まさに『かやの外』で、あれほど苦しいことはない。被害者に内容を通知し、事実認定もよりはっきりさせようという今回の答申は不充分だが一歩前進だと思う」と評価している文面が書かれている⁹。この記事以後、少年法改正の議論が停滞したことで、少年法に関する積極的な言明は少なくなっている¹⁰。2000年の3月31日の朝刊に、日弁連が少年事件手続に関して提言したことの記事が書かれており、そこに武氏のコメントが載せられている。そこでは、警察や家裁では「加害少年にも将来がある」といわれ、事件の詳しい経緯を知らされることがなかったこと、「死んだものは仕方ないと簡単に言われ、孤立したなかで、言いようのない苦しみを味わってきた」ことを述べている。

3-3-5. 2000年における言明

2000年4月7日、武氏は衆院法務委員会で被害者対策についての参考人として意見を述べている。この法務委員会は被害者対策を議論するために開催されたもので、少年法改正とは関係がない。しかし、そこでの武氏の言明をみると、少年法改正に関する言明がみられる。そこでは、会の被害者に共通する少年法の問題点として、重大犯罪と軽微な犯罪を同列して扱うことがあることを挙げ、自身の事件の経緯を語りつつ、警察・家庭裁判所から事件詳細や加害少年のことが説明されなかったこと、さらにその理由に加害者の更生が言われ殺された息子を蔑ろにしていると感じたことについて語っている。また、少年法が加害少年の保護・更生だけに重点を置いているために、事件の真相や責任の所在が不明確のままになっている現状についても語っている。このほかには、民事裁判になると警察の調書を見ることができ、なぜ審判ではそれができないのか、またなぜ被害者の家族が審判に参加できないのかなど、民事裁判と比較しつつ少年審判手続についての疑問を述べている。また、事件の全容やその責任の所在が明かにならないと遺族は立ち直れないことや、少年事件のほとんどが審判で処理され、加害者には何の罰も社会的制裁も下されていない現状についても訴えている。

その後、9月9日の朝刊で、少年法改正が政治的な思惑に乗って議論されることについて武氏の意見が書かれた記事はあるが、そこでは武氏の少年法についての考えは書かれていなかった。新聞ではないが9月25日号の『アエラ』にて、武氏の少年法についての意見が載せられている。そこでは「加害者に厳罰を望む気持ちは当然あるけれど、どんな事実があったのかを明らかにすることは、加害者が更生するためにも必要なはず。せめて、加害者側と同じスタートラインに立ちたい、そんなわたしたちの立場をもっと知って欲しい」という言明が載せられている。

2000年10月19日に、武氏は保岡興治法務大臣（当時）に面会し、会でまとめた「少年法改正に関する意見書」を提出している。そこでは、9月29日に国会に提出された与党三党の改正案についての意見が書かれている。まず検察官への送致の事項に関して送致の条件（この改正案では「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」とされており、武氏は「故意の過失」という表現が曖昧であることを指摘している）についての意見が載せられており、加害少年が自らの罪に向き合う機会がなければ少年の更生もなく、また、送致の条件を曖昧にすることは少年達が言い逃れをする機会を増やすことになると指摘している。その上で「私たちが望んでいるのは、せめて命にかかわるような事件はすべて逆送して刑事裁判の手続に乗せ、いったいどのような犯罪行為があったのか、まず最初に事実認定をきちんとすること」、そして「その事実認定の結果、犯罪行為がなかったとすれば不処分であったり、あるいは情状酌量の如何によって保護処分にするというのならまだしも、この点を曖昧にしたまま、少年に罪そのものがなかったかのような手続で進んでしまうこれまでのあり方は、根本的に変える必要がある」ことを主張している。

また民主党案が「傷害致死」を逆送の条件からはずしていることについて厳しく批判し、「成人であれば明かに殺人として扱われる事件であっても、少年の場合には捜査段階や審判段階で傷害致死扱いになることは少なくないとし、「人の命が奪われたという意味において、殺人事件と傷害致死事件の間に一線引くことは決してできない」と

述べ、「傷害致死」を条件からはずす修正をしないことを要求している。ここでは、逆送可能な年齢制限の撤廃について要求しており、事実認定を適正に行うためにも、年齢よりも犯罪の内容を重視することを訴えている。「年齢制限の撤廃」とうたいながら、十四歳未満は刑事責任なしとする刑法を優先しているのでしょうか、むしろここでこそ、「ただし、命にかかわるような事件については、年齢制限を完全に撤廃する」というただし書きを入れるべきことを主張している。また、被害者の権利についても言及しており、記録の閲覧および謄写、審判内での意見陳述についての条件つきながらもその権利が認められたことについては一定の評価を示しつつも、家裁の判断にこれらの権利が委ねられていることには疑義を呈している。その理由として加害者側の権利との不均衡を挙げ、「加害者側に無条件で与えられている権利とのバランスという意味でも、どうしても納得できない」と意見を表明している。また、さらに考慮されるべき被害者の権利として、被害者側の要求に応じて審判や裁判に参加する権利を被害者に付与すべきであることも強く主張し、この点を再考することも要求している。また審判や裁判に参加することについて応報感情を理由に法廷が混乱することが心配されているが、遮蔽物を法廷に置くといった対応を目指すべきであり、被害者の権利を奪う理由に応報感情を使うことを強く非難している。また、加害者側の名前・住所などの記事の掲載の禁止事項（61条）について、被害者側は名前・住所・顔写真が掲載されることと対比し、ここから加害者と被害者のバランスが崩れていることを指摘している。最後に少年法の継続的な見直しについて要求して終了している。

少年法の改正が成立する約10日前の11月17日に、武氏は法務委員会で参考人として呼ばれ、少年法改正について意見を述べている。そこでは、自らの事件の経緯を辿りながら少年法改正についての自らの意見を表明している。ここでは、事件当時は少年が犯した罪に対してちゃんと償えるような法制度があると思っていたこと、しかしその思いが裏切られ、少年審判では少年の罪をなかつたかのように手続が進んでいくこと、それによって死んだものが蔑ろにされたように感じたことを語っている。警察や家裁においても加害少年の保護・更生が重視され、殺された息子やその家族になんら配慮されず、情報提供すらなかつたこと、審判に参加できずに息子の代わりに弁護できなかったことなど、自らの経験をもとに少年法の不備を指摘している。会を通じて知りあった家族のなかで、逆送されて刑事裁判になった事件は少なく、審判により事件の事実や責任が宙吊りになっているケースが多いこと、また誠意ある謝罪を加害者から受けた被害者がいない現状について語り、こうした現状を生み出すことに少年法が大きく関わっていることを指摘している。その理由として「加害者が少年だから、未熟だから、可塑性に富んでいるから保護しなければいけないと、その部分だけが前面に押し出されて強調されてきた事」を挙げている。そして「事実認定をしっかりする事、犯した罪をしっかり見つめさせる事、責任を教える事など、人として一番大切なことが抜けているのではない」と述べている。また「殺された子供たちも平等に扱って欲しい」として「加害少年並みの人権がほしい」と訴えており、加害者の人権と比べて今回の改正についても被害者の人権はまだ平等ではないことを指摘している。また改正案のただし書きについて、その文面が拡大解釈されることで適正に運用されないことを危惧している。そして改正後も見直しを続けることを要求し、最後に、被害者にあるべき人権が与えられて初めて遺族も立ち直るスタートラインに立てるとして、この意見を終えている。

以上が「少年犯罪被害当事者の会」の代表である武るり子氏の2000年の少年法改正に関する言明である。

注

- 1 取りまとめの内容として、合議制の導入、検察官の審判立会い、身柄拘束期間の延長を柱とし、刑事処分の年齢の引き下げや審判内容の情報公開を継続課題として検討すること、そして早急な少年法改正をめざすことを目的としたものであった。
- 2 1人は当時12歳で「触法少年」だったために逮捕ではなく「補導」になり、児童福祉法に基づいて児童相談所に通告され一次保護所入所後、「児童福祉氏による在宅指導」の行政処分が決定された。
- 3 質問項目は、①今回、息子さんが亡くなられた事件をどのような形で知り、またどのような説明を受けていますか。また、その説明等に対し、ご両親としてどのようなお気持ちを持っておられますか、②息子さんの葬儀などに対し、学校側、少年側はどのような形で弔慰を示し、どのような態度だったでしょうか。ご両親としては、これまでの学校側、少年側の態度についてどのように感じておられますか、③学校側、少年側との今後の話し合い、示談等についてはどうお考えですか。また、弔慰金等の提出を受けているものがあればご記入願います、④ご両親としては、少年に対しどのような気持ちでおられ、どのような処分（処遇）をしてもらいたいとお考えですか、⑤今回

- のような事件は、二度とあってはならないことですが、万が一にでも起きないために、学校側、少年側に望まれることがあればご記入下さい、⑥その他、参考になることがあれば、どんなことでも結構ですから、ご自由に記入してください、の6項目(児玉 [1999: 51-52])。
- 4 少年の氏名・年齢・職業、容貌など、事件の本人であることを推知することができるような記事または写真を新聞紙、その他の出版物に掲載することを禁止する条項。
 - 5 山形マツト死事件において14歳以下の少年たち7名は逮捕・補導された直後、事件を認めていたが、審判事件の際には否認に転じた。その際に旧少年法の14歳以下の少年に対する逆送不可の規定や、14歳以下の少年の4週間の観護措置の期間が障害となり、事件の全容解明と適正な事実認定が行うことは困難となった。この自らの事件の経験を主張の軸に据えて児玉氏は意見を述べている。
 - 6 「神戸事件」と記述する際に、本来であればもう1人の被害者である山下彩花さんの事件も含むものであるが、本稿では土師守氏を対象としていることから土師淳君の事件に限定して語るものとする。
 - 7 この記事の中でこの当時の法制審議会による少年法改正の審議状況が載せられている。そこでは、裁判官の合議制と検察官の少年審判の関与については議論されているが、弁護士の審判への関与と審判前の荘園の身柄拘束期間の延長、検察の抗告権、審判のやり直しについては、法制審議会で議論されることがなかったとこの記事には書かれている。こうした状況を背景に、この記者は武氏にインタビューしたものと思われる。
 - 8 武氏は1998年10月にこの自民党の「少年法に関する小委員会」の意見交換に応じている。そこでの意見がこの新聞記事に載せられていると思われる。
 - 9 1999年の1月21日に法制審議会がまとめた要綱骨子の内容は、①裁定合議制の導入、②検察官の内容、③弁護士付添え人の関与と適正手続保障、④観護措置期間の延長、⑤検察官の抗告権、⑥保護処分終了後の救済手続き、⑦被害者への通知、の7項目であった。
 - 10 1999年の10月30日の朝刊で、武氏が自身の事件の加害少年に対し賠償提訴を行ったことが報じられており、そこで武氏は、「もう社会復帰したと思うが、加害者側からはいまだ謝罪の言葉もない。少年事件の真相を知るには民事訴訟を起すしかないので、提訴した」と述べているが、そこに少年法改正についての言明は載せられてはいない。

参考文献・資料

文献

- 飯島泰 2001 「少年法等の一部を改正する法律の概要」、『ジュリスト』1195号
- 北澤毅・片桐隆嗣 2002 『少年犯罪の社会的構築——「山形マツト死事件」迷宮の構図』、東洋館出版社
- 児玉昭平 1999 『被害者の人権』、小学館文庫
- 後藤弘子編 2005 『犯罪被害者と少年法——被害者の声を受けとめる司法へ』、明石書店
- 澤登俊雄 1999 『少年法——基本理念から改正問題』、中公新書1492
- 団藤重光、村井敏邦、斉藤豊治編 2000 『『改正』少年法を批判する』、日本評論社
- 西日本新聞社会部「犯罪被害者」取材班 1999 『犯罪被害者の人権を考える』、西日本新聞社
- 土師守 1998 『淳』、新潮社
- 村越幸一 1999 「法制審議会における審議の経緯及び要綱骨子の概要」、『ジュリスト』1152号

新聞・雑誌

朝日新聞

- 1997年10月15日、朝刊29面、「施行半世紀 少年法のあり方は？」
- 1998年1月14日、朝刊、「『真実』求め訴訟続く 明倫中事件から5年／山形」
- 1998年2月25日、夕刊14面、「知りたい 犯罪でなくなった子のために…遺族は動き出す【大阪】」
- 1998年4月29日、朝刊27面、「審判の内容、被害者側に伝えて 少年犯罪の遺族ら訴え【大阪】」
- 1998年7月2日、朝刊、「遺族の心 加害者から真相を(政治の足元から 98参院選)／千葉」
- 1998年7月10日、朝刊39面、「知りたい 少年法改正議論始まる 遺族ら「権利認めて」」
- 1998年7月16日、朝刊29面、「少年犯罪被害の遺族、大阪弁護士会と懇談【大阪】」
- 1998年8月20日、朝刊27面、「『第一步』被害者側は歓迎 加害少年の実名通知 賛否交錯【大阪】」
- 1998年8月27日、朝刊31面、「『真相知りたい』一念で 神戸の男児殺害事件、両親提訴【大阪】」
- 1998年12月9日、朝刊4面、「法制審、「拙速」避けた議論を 現場の声、聴取も必要 少年法改正」
- 1998年12月22日、朝刊30面、「14歳で刑務所」は抑止力？少年法に関する小委 異論押し切る」
- 1999年1月22日、朝刊35面、「関係者の評価二分 少年法改正で法制審答申【大阪】」

大谷 少年法改正をめぐる犯罪被害者遺族の言明

1999年5月24日、朝刊30面、「深い悲しみ、心の奥深く 神戸・児童殺傷、犠牲男児3回忌【大阪】」
1999年10月30日、朝刊35面、「暴行され生徒死亡、遺族が賠償提訴 大阪府・加害生徒に 【大阪】」
2000年3月31日、朝刊4面、「更生と被害者権利 少年事件手続で日弁連が提言【大阪】」
2000年5月24日、朝刊29面、「真の愛情を 神戸児童殺傷から3年、淳君の父コメント 【大阪】」
2000年9月9日、朝刊33面、「最後は政治の思惑で 厳罰化に急転換「少年法」(検証)」

雑誌

1998年2月5日号、『週刊文春』
1998年2月12日号、『週刊文春』
2000年9月25日、「刑事処分「14歳から」へ 与党自公保が議員提案」、『アエラ』

法務委員会の議事録

第147回国会 衆議院法務委員会11号 平成12年4月7日
第150回国会 法務委員会第4号 平成12年10月17日
第150回国会 参議院法務委員会第8号 平成12年11月17日

HP

2007/09/19「少年犯罪被害当事者の会」HP
<http://www005.upp.so-net.ne.jp/hanzaihigaisha/welcome.htm>

The Claims of Survivors of Juvenile Crime over the Amendment of the Juvenile Act

OHTANI Michitaka

Abstract:

The purpose of this paper is to describe claims made by survivors of juvenile crime during the amendment of the Juvenile Act from 1993 to 2000.

The Juvenile Act of the Japanese government was amended in 2000 for the first time since it was established in 1949. During the amendment process, survivors of juvenile crime made appeals through the mass media for amending the Juvenile Act. The most vocal juvenile crime survivors were Shouhei Kodama, Mamoru Hase and Ruriko Take. This paper describes the claims of these three survivors.

These survivors appealed for providing crime victims with information about the details of their cases and the progress of them through the juvenile court system, and they called for prolonging juvenile custody and supervision periods and increasing punishments for major crimes.

In this paper, first, I describe the process of amending the Juvenile Act from 1993 to 2000. Next, I describe the appeals by the three survivors of juvenile crime for amending the Juvenile Act.

Keywords: survivor, Juvenile Act amendment, crime victim, juvenile delinquent